

紋別港港湾計画書

—— 軽易な変更 ——

平成 18 年 11 月

紋別港港湾管理者
紋別市

目 次

変 更 理 由 1

1. 小型船だまり計画（変更） 2

2. 土地造成及び土地利用計画（変更） 3

変 更 理 由

漁船等の安全かつ効率的な利用に対処するため、港町地区において、小型船だまり計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1. 小型船だまり計画（変更）

漁船等の利用のため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

港町地区

第1 船溜まり

物揚場 水深 3 m 延長 272m（うち 62m 既設）

[既設の変更計画]

埠頭用地 2 ha（荷捌施設用地）（うち 2 ha 既設）

[既設の変更計画]

既 設

物揚場 水深 3 m 延長 275m

埠頭用地 2 ha（荷捌施設用地）

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既 設

物揚場 水深 3 m 延長 213m

2. 土地造成及び土地利用計画（変更）

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用及び土地造成を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

（単位：ha）

用 途 地区名	埠 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	工 業 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	合 計
港町地区	(16) 16	(7) 7	(1) 1	5	(1) 1	(1) 1	(24) 29

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係わる地区についてのみ記述した。

2 土地造成計画

（単位：ha）

用 途 地区名	埠 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	工 業 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	合 計
港町地区	(2) 2						(2) 2

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係わる地区についてのみ記述した。

紋別港港灣計画位置図

